

整理番号	計調-法申-2 2
------	-----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合の道路内建築制限の特例許可
概要	建築基準法第44条第1項では、建築物(地盤面下に設ける建築物を除く)又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないと定められていますが、同項第4号に定める、公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、制限を緩和することができる旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第44条第1項4号</li> <li>・道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可取扱要綱</li> <li>・道路の上空に設ける通路に係る許可申請の手続き要領</li> <li>・アーケード設置に関する許可取扱要綱</li> <li>・アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準</li> </ul> <p>（上記要綱・要綱実施基準については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）</p>
審査基準	<p>■道路の上空に設ける通路の用途について、建築基準法施行令第145条第2項に規定するもののうち、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 第1号に該当するもの</p> <p>(2) 第2号に該当するもののうち、建築基準法の避難関連規定に関して既存不適格建築物であり、他の方法による改善が極めて困難であり改善の緊急性が極めて高いと認められるもの。</p> <p>(3) 第3号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 通路を設置する道路を含んだ一定の区域内において、地区計画、市街地再開発事業など都市計画法又は建築基準法その他の法律に基づく制度によって当該区域内の建築規制に関する一定のルールがある場合で、区域が一体的かつ、総合的に計画され、通路を設置することにより、道路の歩行者、車両の交通の緩和その他の公共的利便に寄与すると認められるもの。</p> <p>イ 本実施基準の制定前に設置された通路について老朽化等により改築等を行うもので、道路の歩行者、車両の交通の緩和その他の公共的利便に寄与すると認められるもの。</p> <p>上記記載のほか、「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可取扱要綱」、「アーケード設置に関する許可取扱要綱」、「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥160,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html</a>
備考	・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。